

緊急事態宣言の再発出に伴う乗車券類の特例払いもどしについて

新型コロナウイルスの感染拡大により、2021年1月7日に政府から緊急事態宣言が再発出されたことに伴い、横浜シーサイドラインでは定期乗車券・回数乗車券について、下記のとおり払いもどしの取扱いを実施いたします。

記

1 定期乗車券

(1) 対象となる種類

通勤、通学（小・中・高・大学・専門学校等（特別支援学校等も含む））

(2) 本取扱いの対象条件

以下の条件を全て満たす場合に、本取扱いの対象となります。

条件①：1月7日以前に購入した定期乗車券であること

条件②：緊急事態措置期間の全部または一部をその有効期間に含むこと
（2021年1月8日から2021年3月21日まで）

(3) 特例による払いもどし

2021年1月8日以降に定期乗車券をご利用されていない場合、
2021年1月7日に払いもどしの申し出をされたものとみなして、発売額より1か月単位で計算した額（使用開始後7日以内の場合は、ご利用日数分の普通旅客運賃（10円単位）の往復分を差し引いた額）と手数料220円を差し引いた額を払いもどしいたします。

（払いもどしの申し出日について）

① 2021年1月7日以前に有効開始となる場合・・・2021年1月7日

② 2021年1月8日以降に有効開始となる場合・・・有効開始日の前日

※ 2021年1月7日以降に定期券乗車券を使用された場合は、最終利用日が払いもどし申し出日となります

※ 定期券面区間外完結の電車利用（バス利用含む）やチャージ残高の電子マネー利用は当該定期乗車券の使用とはみなさずに取り扱います

(4) 払いもどし可能期間

2021年1月8日（金）から2022年3月21日（月）まで

※ 有効期間の経過後であっても、期間内であれば後日払いもどしいたします。

(5) 払いもどし取扱い箇所

新杉田駅・金沢八景駅の各定期券うりば（営業時間 全日：7時～20時）

- ※ 払いもどしには、本人であることを確認できる証明書が必要です
（免許証・保険証・パスポート・学生証（写真付）等）
- ※ 通学定期乗車券の場合、学校等が発行する証明書等は提出不要です。
- ※ P A S M O定期券の場合、払いもどし前に同じカードへ定期乗車券や I C企画乗車券を購入されると、払いもどし対象となる定期乗車券情報が消去され確認が出来なくなります。その場合、払いもどしを受けることが出来なくなりますのでご注意ください。

2 回数乗車券

(1) 対象となる種類

回数乗車券（通学用割引回数乗車券を含む）、オフタイム回数乗車券

(2) 本取扱いの対象

以下の条件を全て満たす場合に、本取扱いの対象となります。

条件①：1月7日以前に購入した回数乗車券であること

条件②：緊急事態措置期間の全部または一部をその有効期間に含むこと
（2021年1月8日から2021年3月21日まで）

(3) 払いもどしの特例

有効期間を経過した場合であっても、期間内に払いもどしの申し出をされたものとみなして、発売額から使用枚数分の購入区間に対する普通旅客運賃（10円単位）と手数料220円を差し引いた額を払いもどしいたします。

(4) 払いもどし可能期間

2021年1月8日（金）から2022年3月21日（月）まで

※ 有効期間の経過後であっても、期間内であれば後日払いもどしいたします。

(5) 払いもどし取扱い箇所

新杉田駅・並木中央駅・金沢八景駅の各窓口

以上

《お問合せ》

シーサイドライン 運輸部 業務課
TEL：045-787-7008
（9：00～17：20）